

審判員・インストラクター 手当・報酬・旅費請求書(サッカー・フットサル・ビーチサッカー 共通)

(一社)長野県サッカー協会 様

【 枚合計 枚】

年 月 日

署名(自筆)捺印

西暦で記入

請求者

〔自家用車で移動した〕
片道距離が5km以上の方に限る。
往復距離に20円乗じた額を記入。
高速を利用した場合、乗降ICと降車ICを記載してください。

交通費一覧
私用などで正規に高速料金等領収書が発行できない場合、別紙交通費一覧表にて算出し記入して下さい。

【集散旅費・日当其他】

北信越主催大会には口にチェックをつける

日	担当 任務	会場名 (市町村名)	往復距離 (L)	自家用車 利用			鉄道・空路等			審判手当 講師報酬 (税込)	宿泊料	合計
				燃料費 L×20円	高速 料金	IC 利用区間	交通費 一覧	乗車賃	タクシー代			
4/1	RA4 アセッサ (1試合)	アルウィン芝生公園 (松本市)	30 km	600 円	乗降				2,800 円		3,400 円	
講習会講師(1日・半日) 名称: 北信越リーグ(ROO氏) 松本 VS 長野			其他経費(内訳) 宿泊・コピー代など									
4/2	RA4 アセッサ (1試合)	松本大学 (松本市)	30 km	600 円	乗車IC 降車IC		⇔		5,500 円	100 円	6,200 円	
講習会講師(1日・半日) 名称: 4級取得講習会 講師			其他経費(内訳) コピー代10枚×10円									
4/3	RA4 アセッサ (1試合)	アルウィン芝生公園 (松本市)	30 km	600 円	乗車IC 降車IC		⇔				600 円	
講習会講師(1日・半日) 名称: 長野県選手権 準決勝 松本 VS 上田			其他経費(内訳)									
4/4	RA4 アセッサ (1試合)	アルウィン芝生公園 (松本市)	30 km		乗車IC 降車IC		600 円 塩尻 ⇔ 松本			1,500 円	2,100 円	
講習会講師(1日・半日) 名称: 北信越リーグ(ROO氏) 松本 VS 長野			其他経費(内訳) ビデオ撮影 半日									
										合計	12,300 円	

報酬
金額は、源泉取得税額(10%)を含む額です。
支払い時は、税額を差し引いた額となります。
※ 報酬額は、事務局で記入します。

当日審判手当が支給されなかった場合のみ記入

【振込先】

【支払い明細欄】

振込先を必ず記入すること。
なるべく、八十二銀行での振込みにご協力ください。
振込先は、必ず請求者と本人名義の口座に限ること。

金融機関	銀行	支店
口座番号	普通・貯蓄 No.	
口座名義	フリガナ	

円 HFA: 円 NFA: 円
円 HFA: 円 NFA: 円

支払日/支払方法	振込 / 現金支給
支払額	円
振込手数料	円

署名
受領印

署名(自筆)捺印

委員長	会計担当	事務局

入力例

〔記載上の注意〕

※ 必ず、手書きで報告してください。個人でこの様式を作製する事はやめてください。

※ 奇数月末を締め切りとして報告してください。⇒ 5月、7月、9月、1月、今年度の最終報告日は3月10日とします。

※ その他必要経費(例:コピー代など)として領収書を発行する際も、宛名は「長野県サッカー協会」としてください。

※ インストラクター会議・講習会受付事務等の日当等は、「講習会運営日当」に準じた額での支払いになります。当用紙では請求できません。

【旅費・報酬・各種手当の規定】

〈旅費規程〉

1) 自宅から会場までの最短距離で片道5kmを越えた場合に旅費請求ができ、燃料費は往復距離に20円を乗じてください。

また、距離数値は、整数(例:42.5km⇒42km)で計算してください。

2) 高速料金は領収書を添付してください。

3) 各種有料料金(三才山トンネルなど)は領収書を添付してください。

4) 鉄路の乗車運賃は、特急料金を含むことができる。空路利用の場合は、乗車賃を航空運賃に読み替えて記載すること。

5) タクシー代は、到着最寄駅～試合会場間のみです。自宅～最寄駅間までは利用しても請求できない。

降車駅から会場までの往復のタクシーを利用した場合は、必ず領収書を添付し、宛名は「長野県サッカー協会」としてください。

6) 領収書を添付できない場合は、別紙交通費一覧の該当額を「交通費一覧」に記入して下さい。

〈高速利用規定〉

高速道路を利用した場合は、次の点にご留意ください。

① 高速道路を利用した場合は、高速区間のみの距離の請求となります。

② 佐久・松本・飯田方面から「南長野運動公園」に向かう際は、「更埴IC」で降車すること。(長野ICでの降車不可)

③ 松本・飯田方面から「菅平高原」に向かう際は、「須坂長野東IC」で降車し、県道58号及び国道403号を利用して出向くこと。

④ 松本・飯田方面から「千曲市サッカー場」に向かう際は、「姨捨スマートIC」をなるべく利用すること。【ETC搭載車限定】

ETCを利用した場合は、領収書の発行できる期間は2ヶ月間です。

〈宿泊規程〉

宿泊費の上限(県規定)は、県外1万円、県内8千円で、必ず領収書添付し、宛名は「長野県サッカー協会」としてください。

〈報酬規程〉

インストラクター業務の報酬になります。

◆アセッサー

1) 1試合2,800円(税抜き後2,520円)

2) 2試合以上5,500円(税抜き後4,950円)

※ 社会人の場合に限る。その他、会計にご相談ください。

3) 2級昇級(県外派遣)3,300円(税抜き後2,970円)

◆各種講習会＝講師に限る＝

〈昇級・取得〉

1) 半日3,300円(税抜き後2,970円)3級昇級(特別コース含)

2) 1日5,500円(税抜き後4,950円)4級取得

〈更新〉

1) 3,300円(税抜き後2,970円)

〈審判セミナー〉

1) 3,300円(税抜き後2,970円)

〈その他〉

〈ビデオ撮影〉

1) 半日1,500円(4時間未満)

2) 1日2,500円(4時間以上)

送付先

〒390-1131

長野県松本市今井7037-7

長野県フットボールセンター内

(一社)長野県サッカー協会
審判委員会事務局あて